平成２４年（フ）第６７号
福岡県久留米市荒木町荒木960番地３
破産者　豊島　正治
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３０３号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目33番27号
破産者　四位　博満
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３８６号
北海道旭川市永山３条11丁目１番19号
破産者　福田　勝巳
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８７号
北海道旭川市永山３条11丁目１番19号
破産者　福田美紀子
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
仙台市泉区山の寺２丁目８－８スクエア山の寺Ｂ216、開始決定時の住所宮城県大崎市三本木新町一丁目４番12号　ハイツフラッパーズＢ－201号
破産者　佐藤　　彰
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
宮城県大崎市古川江合錦町１丁目４番35号ドミール錦202号、従前の住所宮城県大崎市松山千石字堂ケ崎11番地３
破産者　水橋　俊哉
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
宮城県加美郡加美町字北町二番34番地９
破産者　早坂　史子
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
群馬県高崎市足門町291番地１
破産者　武井　克親
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２９号
群馬県高崎市真町50番地　サーパス高崎駅前1403号
破産者　武井　康浩
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２０３号
群馬県高崎市岩押町14番12号
破産者　徳永雄一郎
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９１６号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目５番14号シティハイムセルティア105、申立時の住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸南４丁目８番３号
破産者　蝦名　宏美
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２５４号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目７番地19　横浜鶴ヶ峰ビューハイツ1311号、住民票上の住所横浜市旭区鶴ケ峰２丁目10番地13
破産者　田中　正廣
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５２号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目５番14号シティハイムセルティア105
破産者　蝦名　雅人
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１１０号
横浜市鶴見区本町通４丁目173番地７
破産者　松尾　帝範
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２８号
石川県野々市市御経塚５丁目38番地　県営23棟４号室、従前の住所石川県小松市吉竹町ヨ126番地２
破産者　山内真奈美（旧姓西森）
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５１号
長野市吉田２丁目20番８－403号
破産者　竹並貴久江
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
長野市大字富竹878番地８　グリーンボール105
破産者　寺島利絵子
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
静岡県浜松市中区富塚町3779番地の６
破産者　野島　義則
１　決定年月日　平成25年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係